

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

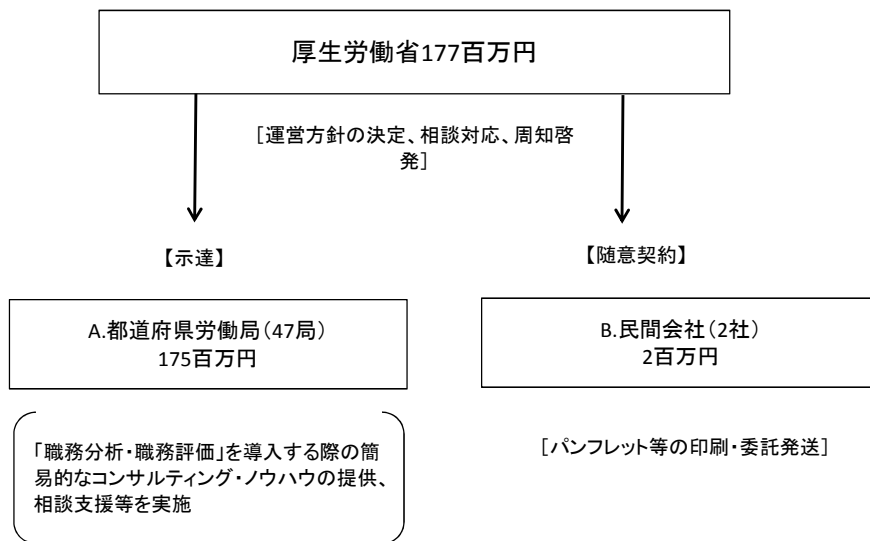
事業名	雇用均等コンサルタント関係経費(短時間労働者均等待遇啓発事業)			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等を推進すること					
根拠法令(具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)					
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画、女性活躍、地方創生			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	パートタイム労働者の均等・均等待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置し、事業主の支援を行う。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額(単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	197	203	187	187				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		197	203	187	187	0			
	執行額		168	177	精査中					
執行率(%)		85%	87%	#VALUE!						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32年度
	雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数のうち、職務評価等を実施した事業所数の割合が80%以上		雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数のうち、職務評価等を実施した事業所数の割合		成果実績	%	27.8	45.1	41	
					目標値	%	-	-	-	80
					達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標					単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	雇用均等コンサルタントが職務分析・職務評価の説明をした事業所数				活動実績	事業所	1,271	1,656	1,936	
					当初見込み	事業所	-	-	-	1,786
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標					単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	雇用均等コンサルタントから説明を受けた事業所のうち、職務評価等を実施した事業所数				活動実績	事業所	353	747	793	
					当初見込み	事業所				714
単位当たりコスト	算出根拠					単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	執行額(X)÷職務評価実施事業所数(Y)				単位当たりコスト	円/事業所				262,532
					計算式	X/Y			精査中/793事業所	187,448千円/714事業所
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	諸謝金		148							
	旅費		12							
	保険料		23							
	借料及び損料		2							
	印刷製本費等		2							
	計		187	0						

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する必要があることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業はパートタイム労働法を踏まえ、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を支援するものであり、国が実施すべき事業である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、「職務分析・職務評価」を導入する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施することにより事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレットの印刷・発送は少額随契により調達している。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、職務分析・職務評価の導入に向けた労働保険適用事業主の取組を支援するものであり妥当である。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主を支援するための雇用均等コンサルタントの支援等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	-					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	職務分析・職務評価に関するリーフレット・パンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を支援を行う雇用均等コンサルタント等に係る経費である。 一方、雇用均等指導員(均衡推進担当)事業は、事業主等に対し、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供等を行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等に係る経費である。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省・部局名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働省雇用均等・児童家庭局</td> <td align="center">412</td> <td>雇用均等指導員(均衡推進担当)事業 (短時間労働者均衡待遇啓発事業)</td> </tr> </tbody> </table>	所管府省・部局名	事業番号	事業名	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	412	雇用均等指導員(均衡推進担当)事業 (短時間労働者均衡待遇啓発事業)	
所管府省・部局名	事業番号	事業名						
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	412	雇用均等指導員(均衡推進担当)事業 (短時間労働者均衡待遇啓発事業)						
点検・改善結果	点検結果	過去において、成果目標及び活動指標を定めていないことから、事業の効果を測ることのできる定量的な指標を設定すべき。						
	改善の方向性	本事業については、26年度まで成果目標・活動実績について指標を設定していなかったことから、事業の効果を測ることのできる指標を設定することとしたい。						
外部有識者の所見								
行政事業レビュー推進チームの所見								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	725			
平成25年度	403	平成26年度	406					

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※平成26年度執行額は精査中のため、平成25年度実績を記載



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で表情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等コンサルタント活動謝金	6			
庁費	雇用均等コンサルタント社会保険料等	0.8			
旅費	雇用均等コンサルタント活動旅費	0.1			
計		6.9	計		0
B.永和印刷(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	パンフレット等の印刷	1.9			
計		1.9	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	6.9	-	-
2	大阪労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	6.8	-	-
3	広島労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	6.4	-	-
4	埼玉労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	6	-	-
5	兵庫労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	6	-	-
6	千葉労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	5.6	-	-
7	神奈川労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	5.6	-	-
8	北海道労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	5.2	-	-
9	愛知労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	5.2	-	-
10	福岡労働局	「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング・ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を都道府県労働局に配置する。	2.6	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	永和印刷(株)	パンフレット等の印刷	1.9	随意契約	-
2	(株)内山回漕店	パンフレット等の委託発送	0.1	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					